

第 1 回質問に対する回答及び説明会における質疑内容

(浅間保育所の建替えに伴う民設民営化に関する民間事業者募集)

■第 1 回質問に対する回答

質問 番号	要項 ページ	項目名	質問内容	回答
1	7	運営の条件	継続雇用する会計年度任用職員の給与水準や雇用条件について、市として維持を求める基準（要請）やガイドラインは存在しますか。また、法人給与体系との差額に対する市の財政的支援は検討されていますか。	給与水準や雇用条件について、市として維持を求める基準（要請）やガイドラインは存在しません。また、法人給与体系との差額に対する市の財政的支援は検討していません。
2	6 7	任意の提案等 土地賃貸借	弊法人の既存園と浅間保育所の建て替え要件（定員 100 名）を合わせた、一体型施設の新設は可能でしょうか。また、整備地②に施設を建設し、整備地①を職員用駐車場等として一体的に借り受けて併用することは可能でしょうか。	民間保育施設に移行した後に、整備地において浅間保育所の児童数が受け入れられることを前提とします。「一体的施設」の具体的な内容については、ご提案いただくものと考えています。 ご質問のような整備地①及び②を活用した利用も可能と考えます。なお、建物の建築を伴わない駐車場としての利用であれば、別添 1 の市立浅間保育所送迎者用保護者駐車場を活用（貸与）いただくことも可能です。
3	6	利用定員及び 受入対象年齢	地域の多様なニーズに応えるため、例えば任意要件である「児童発達支援」等を併設し、保育所 100 名に加えて別枠で事業定員を設けるなど、要件以上に定員・機能を拡充する提案は可能でしょうか。併せて、0～5 歳児の年齢別の定員配分について、市からの厳密な指定や固定枠があるのか、あるいは弊法人が地域の需要予測に基づいて柔軟に設定してよいかどうかもお聞かせください。	保育所とは別枠で設定する事業定員が、どのような事業を想定されているか分かりかねますが、必須要件に加え、募集要項に記載のとおり任意の提案を受付けます。 0～5 歳児の年齢別の定員配分については、基本的に現在の浅間保育所の年齢別定員配分が参考となるところですが、市からの厳密な指定や固定枠は特にありません。貴法人が地域の需要予測に基づいて柔軟に設定する場合には、飯能市こども計画との整合性など、事前に市へ確認・相談してください。
4	1	その他	ガイドラインに記載されている「民設民営化後も、事業者への指導等を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を行います」という点について、具体的な意図をお伺いしたいです。	公立浅間保育所から民営化となった後も、こどもとその保護者が、安全かつ安心して保育施設が利用できるよう、子ども・子育て支援法等関係法令に基づき、事業者に対する指導、助言を行うものです。他の保育施設に対しても同様に指導・助言を行います。
5	8	その他	施設整備補助金（就学前教育・保育施設整備交付金および市補助金）について、近年の資材・人件費高騰を踏まえた補助上限額の引き上げや、基準超過額に対する市の単独上乗せ補助は考慮されますか。また、万が一予算の都合等で全額採択されなかった場合、市からの補填措置や見直し協議には応じていただけますか。	国の就学前教育・保育施設整備交付金については、資材・人件費高騰等を踏まえ、交付基準額の見直しが行われています。市は、当交付金の決定額に基づき、予算の範囲内で補助金を交付し、基準額超過分についての補助は考えていません。また、他の交付金と同様、当交付金が全額採択されなかった場合の市の補填は考えておりません。

■説明会における質疑内容

質問 番号	要項 ページ	項目名	質問内容	回答
1	18	提出資料一覧	提出資料の中に計画図面がありませんが、提案書の中で補完するという認識でよろしいでしょうか。	要項 P 10 の審査項目の「(5)保育所等の整備内容について」に、土地の利活用イメージ、保育環境イメージの記載があります。その内容を任意様式で運営方針等説明書にてご提案いただきたいと思います。また、詳細な設計図等を求めているものではございません。

2	2	土地・建物の概要及び条件	整備地の測量図などがありますか。	確認して後日回答します。 (別添 2 へ測量図を添付します。)
3	2	土地・建物の概要及び条件	整備地については、①、②、③に関して事業者で選択のうえ、提案をするという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
4	6	利用定員及び受入対象年齢	利用定員が 0 ～ 5 歳児のおおむね 100 名とありますが、年齢別の定員はありますか。 また、現在の年齢別の児童数を教えてください。	特に定めていませんが、浅間保育所の民設民営化となるため、目安としては浅間保育所を踏襲するかたちでお願いしたいです。 現在は 5 歳児 23 人、4 歳児 22 人、3 歳児 22 人、2 歳児 14 人、1 歳児 12 人です。
5	18	提出書類一覧	⑤代表者の履歴と⑨代表者の履歴に違いはありますか。 また、⑫保育所等整備計画と⑬保育所等運営計画は⑮運営方針等説明書と内容が重複すると思いますが、まとめてもよろしいでしょうか。	代表者の履歴については重複しているため、どちらかの提出で構いません。 整備計画、運営計画については運営方針等説明書にまとめていただいても構いません。
6	7	運営の条件	現在の職員は何名体制でしょうか。	会計年度任用職員として 14 名を任用しています。 (その他、正規職員 7 名、清掃委託 2 名、給食委託が 1 日 4 名程度。)
7	6	任意の提案等	任意要件として障害児通所サービスとありますが、新規の事業者を入れるのか、既存の事業者を移設するのかなど、障害福祉課の意向は把握されていますか。	障害児福祉計画の更新時期であり、市としてどのような事業を提供すべきか検討しているところです。実際にご提案をいただき、事業者と障害福祉課・こども支援部間での協議等を経ながら、サービスのかたちをつくっていきたいと考えています。
8	7	施設・設備等の整備の条件	設置する駐車場の台数に下限はありますか。	特に設定はしていませんが、滞留がないようにご提案いただきたいです。
9	6	任意の提案等	延長保育に対応する場合、地域のニーズとしては朝方でしょうか、夕方でしょうか。	現在は夕方のニーズが高い状況です。なお、朝方についても数名程度以上のニーズを把握しています。
10	6	保育日及び保育時間	7 : 30 ～ 18 : 30 の開所時間は、延長保育を含めて網羅できればよろしいでしょうか。または基本時間として設定が必要でしょうか。	8 : 30 ～ 16 : 30 を 8 時間保育、7 : 30 ～ 18 : 30 を 11 時間保育の基本時間としていただき、その前後は延長保育として対応いただければと思います。
11	7	運営の条件	書類提出前に浅間保育所に見学することは可能でしょうか。	現場を見学する機会を設ける予定はありませんでしたが、前向きに検討し、後日回答させていただきます。 (希望があれば見学を可能とします。詳細は市ホームページをご確認ください。)
12	2	土地・建物の概要及び条件	整備地①、②は近辺が生活道路に面していますが、今後の道路整備の予定はありますか。また、市の方で道路整備に協力していただくことは可能なのでしょうか。	現時点では保育所用地として決定していないため、整備の予定などについてはお答えできかねます。しかし、今後道路整備が必要な場合は事業者とともに検討していく必要があると考えています。
13	7	施設・設備等の整備の条件	保育所の民設民営化をすることについて、周辺住民に周知しているのでしょうか。	周辺地域の住民の方々には説明を行っており、おおむね理解を得ています。